

【屋外広告物許可申請及び各種届出について】

- § 提出部数は、許可申請に係る書類は2部（正本・副本各1部）、届出に係る書類は1部となります。
- § 許可申請及び各種届出の書類提出は郵送でも受付しております。許可申請の副本、及び許可書の受渡しについて、郵送を希望される場合は、切手を貼付した封筒（A4サイズ）を、予め都市計画課景観推進室に送付してください。

【凡例】○：添付が必要なもの
 ▲：場合により添付が必要なもの
 -：添付が不要なもの

1. 屋外広告物の許可申請に必要な書類

提出書類		申請種別	新規	更新	変更(改造)
申請書			第一号様式	第四号様式	第五号様式
添 付 書 類	委任状 ※1		▲	▲	▲
	千葉県屋外広告業登録通知書の写し		○	-	○
	管理者の資格を有することを証した書面の写し ※2		▲	-	-
	付近見取図（案内図）		○	-	-
	配置図（屋外広告物を表示又は設置する場所を明示）		○	○	○
	形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面		○	-	○
	意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面		○	-	○
	現況カラー写真（申請前2ヶ月以内に撮影したもの）		-	○	-
	同意書 ※3		▲	▲	▲
	他の法令に基づく許可書等	工作物確認済証の写し ※4		▲	-
道路占用許可書の写し ※5			▲	▲	-
農地転用許可書の写し ※6			▲	-	-
安全点検報告書《第四号様式の二》（申請前2ヶ月以内に点検したもの） ※7			-	▲	-

- 【注釈】※1 申請者が申請手続きを第三者に委任する場合に必要
 ※2 高さ4m以上、又は1表示面積10㎡以上の大規模な広告物を表示、又は設置する場合に、次のいずれかの資格を有する管理者が必要
 ①千葉県の屋外広告業の登録をした者 ②屋外広告士 ③一級建築士 ④ネオン工事に係る特種電気工事資格者口
 ※3 広告物の設置場所が借地、又は賃貸物件の場合に必要（賃貸契約書の写しでも可）
 ※4 工作物の確認申請が必要な屋外広告物を設置する場合に必要
 ※5 広告物を道路上（上空含む）に掲出する場合に必要
 ※6 広告物を設置する場所が市街化調整区域で、地目が農地の場合に必要
 ※7 高さ4m以上、又は1表示面積10㎡以上の大規模な広告物の場合に必要

2. 屋外広告物に係る届出に必要な書類

届出が必要なとき	届出書	添付書類
・管理者を新たに設置、又は廃止にしたとき ・管理者や表示者（設置者）に変更があったとき ・管理者や表示者（設置者）の住所、氏名に変更があったとき	屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届《第十一号様式》	・管理者の資格を有することを証した書面の写し（大規模看板に係る管理者の設置、又は変更の場合に必要）
許可済の屋外広告物を撤去したとき	屋外広告物等除却届《第九号様式》	・付近見取図（案内図） ・除却後の現況カラー写真
許可済の屋外広告物が盗難や災害等で滅失したとき	屋外広告物等滅失届《第十二号様式》	・付近見取図（案内図） ・滅失後の現況カラー写真